

システム標準化に伴う税務関係証明書等の変更について

地方公共団体システムの標準化に関する法律（令和３年９月１日施行）に基づき、本町の業務システムが令和７年８月１２日より標準化対応となりました。

これまで、自治体ごと独自に定めていた通知書や証明書などの帳票のレイアウトが、国の定める標準仕様に統一されます。

これにより、税務関係証明書等の表示内容等について変更がありますので、代替手段とあわせてご確認ください。

各証明書の手数料については、当面現行どおりです。

廃止・変更される証明書等	代替手段（有料）	代替手段（無料）
所得証明書（児童手当用） →標準化に伴い廃止	所得証明書・課税証明書	
名寄帳 →共有代表者のみ物件表示 に変更 →１枚に４件分の表示	資産証明書 ※新 →所有者本人の土地・家屋 にかかる資産の証明	例年５月上旬発送の「固定 資産税納税通知書」に同封 の土地・家屋課税明細書 ※課税の場合のみ
納税証明書 →過去の未納について有無 非表示に変更	完納証明書 ※新 →証明年月日において滞納 がないことの証明	

※新 ８月１２日から発行可能な証明書